

ASNET 陸送規約

目次

ASNET 陸送規約	1
第 1 条（目的）	2
第 2 条（定義）	2
第 3 条（陸送方法）	2
第 4 条（指定陸送会社）	2
第 5 条（自社手配陸送の会社の選定）	3
第 6 条（落札会員による搬出および陸送）	3
第 7 条（自己陸送）	3
第 8 条（自動手配陸送の料金および支払い）	4
第 9 条（出品会員の保管場所の申告義務）	4
第 10 条（点検）	4
第 11 条（免責）	4
第 12 条（指定陸送会社に関するクレーム）	5
第 13 条（その他）	5
第 14 条（規約の改定）	5
附則	5
指定陸送会社ヤード納車細則	6

第 1 条（目的）

本規約は、A S N E T 規約に基づき、オークション代行サービスおよび会員間物流サービスに関する陸送の利用に関する事項について定める。

第 2 条（定義）

- (1) 指定陸送会社とは、A S が指定する陸送会社をいう
- (2) 自動手配陸送とは、指定陸送会社による陸送を A S が手配するサービスをいう
- (3) 自社手配とは、自己による陸送（以下「自己陸送」という）または自らが陸送会社を手配して陸送すること（以下「自社手配陸送」という）をいう
- (4) その他本規約で用いる用語の定義は、A S N E T 規約、オークション代行サービス規約または A S ワンプラ規約による。

第 3 条（陸送方法）

1. サービス毎の陸送方法は、以下の通りとする。

オークション代行サービス	搬入	AA 出品	自社手配、自動手配陸送
		バイク出品	AA 会場が指定する陸送
	搬出	下記以外	自社手配、自動手配陸送
		バイク入札	AA 会場が指定する陸送
会員間物流サービス	搬出	自動手配陸送	

2. 準会員は、自動手配陸送を利用するものとする。但し、A S が認めた場合に限り自社手配を可能とする。その場合でも本規約を遵守しなければならない。

第 4 条（指定陸送会社）

1. 指定陸送会社は、以下の通りとする。

東西海運株式会社	株式会社ゼロ
株式会社シンキ	株式会社ロジコ
株式会社シー・リンク	キャリア・メッセ株式会社
株式会社 TGL	いすゞロジスティクス株式会社
株式会社ティー・シー・エス	株式会社アライ・ロジスティクス

2. 会員は、自動手配陸送を利用する場合、利用しようとする指定陸送会社の約款及び契約条項に同意の上、車両の引き取り、納車日を自ら確認しなければならない。

第 5 条（自社手配陸送の会社の選定）

落札会員が自社手配陸送を利用する場合、落札会員は搬出輸送中の事故等に対する損害賠償することが可能または損害賠償保険に加入している陸送会社を選定しなければならない。

第 6 条（落札会員による搬出および陸送）

1. オークション代行サービスにおいて、落札会員は落札した車両を自動手配陸送または自社手配にて輸送するものとし、その指定方法については以下に定める。ただし準会員は自動手配陸送に限る。
 - (1) AA 入札においては、入札時に、自動手配陸送または自社手配のいずれかを選択することとし、更に自動手配陸送の場合は希望する指定陸送会社を選択する。
 - (2) バイク入札においては、AA 会場が指定する陸送会社を選択しなければならない。
 - (3) AS リアル、商談または代行ポス押しにおいては、落札会員が初期陸送先として設定している指定陸送会社もしくは自社手配のいずれかが選択される。
 - (4) 初期陸送先が自社手配の場合、落札会員は自ら陸送の手配を行わなければならない。
2. 落札会員が前項の陸送会社を変更しようとする手順は、以下に定める。
 - (1) 指定陸送会社の変更をしようとするとき、または陸送方法を自動手配陸送から自社手配へ変更しようとするときは、落札会員は自ら変更元および変更先の陸送会社へ変更依頼をしなければならない。
 - (2) 自社手配から自動手配陸送へ変更しようとするときは、ASNET において落札翌日の午前 9 時までに自ら変更登録をしなければならない。
3. オークション代行サービスにおいて、落札会員は、AA 会場の定める搬出期限までに AA 会場から落札車両を搬出しなければならない。
4. 会員間物流サービスにおいて、落札会員は、落札した車両を、自動手配陸送をして搬出輸送するものとし、落札申し込み時にあらかじめ指定陸送会社の中から、利用しようとする陸送会社を指名しなければならない。ただし特殊車両等、指定陸送会社のいずれもが輸送を行えないと AS が認めた場合に限り、自社手配を行うことができる。
5. 第 1 項または前項に基づき、自動手配陸送を利用する場合でも、落札した車両の陸送に関する契約は落札会員と当該指定陸送会社間において締結され、AS は陸送中の事故、遅延等およびこれにより生じる損害について、一切の責を負わない。
6. 落札会員は、自動手配陸送において自らの所在地で引き取る方法に加え、指定陸送会社の営業所等で車両を引き取ることができる。この場合、落札会員は別に定める細則に従って車両を引き取らなければならない。

第 7 条（自己陸送）

会員は、自己陸送を行うに際しては道路交通法を遵守するように努め、陸送中に生じた車両故障、不具合、事故、道路交通法違反による罰則等について、自らの責任で対処しなければならない。

第 8 条（自動手配陸送の料金および支払い）

1. 自動手配陸送による陸送料金は、オークション代行サービスにおいては A A 会場の所在地、および会員間物流サービスにおいては出品会員の登録した所在地から、落札会員の登録した所在地までの距離に基づいて算出し、これを A S N E T 上に掲示する。ただし会員間物流サービスにおいて業務提携先からの出品を除く。
2. 前項の A S N E T 掲示の陸送料金は参考金額とする。車両の状態、種別、地域により変動するため、陸送料金の確定は、落札会員と指定陸送会社との間において行うものとする。
3. 陸送料金は落札会員が負担する。
4. A S は、落札会員に対して車両代金等と同時に陸送料金を請求し、これを受領後、陸送会社に支払う。

第 9 条（出品会員の保管場所の申告義務）

1. 会員間物流サービスにおいて、出品会員は、本サービスに出品している車両の引き渡し場所が登録所在地以外となる場合には、A S による在庫の確認連絡時に引き渡し場所を申し出なければならない。
2. 出品会員が前項の義務を怠り、陸送料金が、落札会員が落札申し込み時に確認した A S N E T に掲載の料金よりも上回った場合、出品会員は当該差額分を負担しなければならない。

第 10 条（点検）

1. オークション代行サービスにおいて自動手配陸送を利用する出品会員は、車両を指定陸送会社に引き渡す際、引き取り作業に立会い、陸送会社所定の車両状態確認書（陸送会社が車両の引取時、配車時に現車の傷や破損箇所などを確認、記入する書面をいう。以下同じ。）と当該車両を照合しなければならない。
2. オークション代行サービスにおいてバイク出品を行う会員は、A A 会場が指定する陸送会社を利用して車両を搬入しなければならない。車両引き渡す際、引き取り作業に立会い、車両状態確認書と当該車両を照合しなければならない。
3. オークション代行サービスにおいて、落札会員は、自己陸送により落札車両を搬出輸送しようとするときは、出品票と当該車両を照合しなければならない。
4. 会員間物流サービスにおいて、出品会員は、成約した車両を指定陸送会社に引き渡すときには、陸送会社の引き取り作業に立会い、陸送会社所定の車両状態確認書と当該車両を照合しなければならない。
5. 落札会員は、自動手配陸送による落札車両の納入時には、納入作業に立会い、陸送会社所定の車両状態確認書、出品票および当該車両を照合しなければならない。

第 11 条（免責）

1. 指定陸送会社は、車両状態確認書に記載の内容を保証しない。

2. 車両状態確認書には補修跡、加修跡、タッチペン等による軽微な補修跡等について記載しない。
3. 指定陸送会社による陸送中に生じた車両の破損、事故に対する補償は、落札会員と当該指定陸送会社間の契約条項に従って処理する。

第 12 条（指定陸送会社に関するクレーム）

落札会員は、指定陸送会社による陸送に関してクレームがあるときは、車両納入時に、陸送会社運転手に申告し、以後の手続きは当該指定陸送会社との間で行わなければならない。

第 13 条（その他）

1. 落札会員は、自動手配陸送を利用する場合、個人宅、自らと無関係な店舗もしくは場所、車両の売買に無関係な店舗もしくは場所へ納車するよう指示してはならない。
2. 落札会員は、指定陸送会社が引き取りまたは納車を行えない場合は、AS の指示に従わなければならない。
3. AS は、会員がいずれの指定陸送会社でも車両の輸送が行えない場合には、当該会員の ASNET 利用を制限することが出来る。

第 14 条（規約の改定）

本規約は、AS が必要と認める場合、随時任意に改定することができるものとし、改定内容は ASNET における掲示または文書によりその都度会員に通知し、表示の日付をもって全通達が完了したものとみなす。

附則

- ・本規定は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- ・第 3 条から第 6 条、第 8 条及び第 10 条から第 13 条の改定は、平成 30 年 9 月 3 日より施行する。
- ・第 4 条 1 項の改定及び第 6 条 6 項の新設は、平成 31 年 1 月 7 日より施行する。
- ・第 4 条 1 項の改定及び第 13 条 3 項の新設は、令和 2 年 3 月 27 日より施行する。
- ・第 4 条 1 項の改定は、令和 3 年 7 月 13 日より施行する。
- ・第 4 条 1 項の改定は、令和 3 年 12 月 1 日より施行する。
- ・第 4 条 1 項の改定は、令和 4 年 5 月 9 日より施行する。
- ・第 4 条 1 項の改定は、令和 4 年 10 月 20 日より施行する。
- ・第 1 条、第 2 条、第 3 条 1 項及び 2 項並び 5 項、第 8 条 1 項の改定は、令和 4 年 10 月 20 日より施行する。
- ・第 1 条、第 2 条、第 3 条 1 項、第 6 条 1 項及び 3 号、第 8 条 1 項、10 号 1 項及び 2 号並び 3 号の改定は、令和 5 年 11 月 2 日より施行する。
- ・第 4 条 1 項の改定は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。
- ・第 4 条 1 項の改定は、令和 7 年 8 月 22 日より施行する。

指定陸送会社ヤード納車細則

本細則は、自動手配陸送において、落札車両を指定陸送会社の車両保管場所（以下「ヤード」という）で受領すること（以下「ヤード引き取り」という）の処理について定める。

第 1 条（適用期間及び適用範囲）

本細則に基づいて、落札会員がヤード引き取りを申し出ることができるサービス範囲及び車両は A S が認めるサービス範囲及び車両とし、その期間は A S が認める時または A S が別に定めて A S N E T に掲示する期間に限る。

第 2 条（ヤード）

本細則に基づきヤード引き取り可能な場所は、以下の通りとする。

指定陸送会社名	ヤード名	所在地
東西海運株式会社	札幌江別ヤード	北海道江別市角山 425-16
	仙台ヤード	宮城県多賀城市栄 4 丁目 105-2
	北関東営業所	群馬県伊勢崎市三和町 1495-1
	野田ヤード	千葉県野田市船形 1671
	新空見ヤード	愛知県名古屋港区空見町 24
	豊田ヤード	愛知県豊田市篠原町片坂 38-3
	大阪ヤード	大阪府大阪市住之江区南港南 4-2-89
	泉大津ヤード	大阪府泉大津市汐見町 106 汐見埠頭 1 号岸壁背後
	福岡支店	福岡県糟屋郡新宮町上府 1686 番地 10
	沖縄那覇新港（港止）	沖縄県那覇市港町 1-13-2
株式会社ゼロ	北海道 CS センター	北海道苫小牧市新明町 3-2-5
	千葉 CS センター	千葉県千葉市美浜区新港 88
	野田 CS センター	千葉県野田市二ツ塚字毛蔵坊 97-1
	西東京 CS センター	東京都西多摩郡瑞穂町富士山栗原新田 222-1
	川崎 CS センター	神奈川県川崎市川崎区東扇島 22-8
	豊橋 CS センター	愛知県豊橋市神野ふ頭町 3-25
	名古屋 CS センター	愛知県名古屋市港区潮見町 37-82
	大阪 CS センター	大阪府大阪市住之江区南港南 4-2-167
	神戸 CS センター	兵庫県神戸市中央区港島 5-2 PC8 内事務所 2F
	福岡 CS センター	福岡県福岡市東区箱崎埠頭 5-9-21
株式会社ロジコ	仙台ヤード	宮城県仙台市宮城野区白鳥 2 丁目 388

	野田ヤード	千葉県野田市船形 2890-1
	名古屋ヤード	愛知県東海市名和町三番割中 4-3
	六甲ヤード	兵庫県神戸市東灘区向洋町東 3 丁目 22
	福岡ヤード	福岡県糟屋郡粕屋町上大隈 777-1

第 3 条（引き取りヤードの指定）

本細則に基づきヤード引き取りできる場所は、落札時に利用する指定陸送会社のヤードとして前条に記載されているもののうち、落札会員の登録所在地の最寄りのヤードもしくは A S が認めたヤードに限る。

第 4 条（申し込み手順）

1. 本細則に基づきヤード引き取りを行おうとする会員は、以下に基づき申し込みをしなければならない。
 - (1) オークション代行サービス及び別に定める「A S ワンプラサービス利用区分」のうち値下げ交渉の無い区分においては、落札後、自動手配陸送として利用する指定陸送会社との初回の輸送確認の連絡の際に申し込むものとする。
 - (2) 会員間物流サービス（以下「A S ワンプラ」という）のうち、別に定める「A S ワンプラサービス利用区分」において値下げ交渉の有る区分では、自動手配陸送として利用する指定陸送会社との初回の輸送確認の連絡の際、または落札申し込み時に A S を介して指定陸送会社に申し込むものとする。
2. 本細則に基づくヤード引き取りの利用は、前項の申し込みを受けた指定陸送会社が承諾し、これを落札会員に伝えた時に確定する。

第 5 条（陸送料金）

本細則に基づきヤード引き取りを行う場合の自動手配陸送の料金及び支払いは、A S N E T 陸送規約第 8 条が適用される。

第 6 条（引き取り期限）

1. 指定陸送会社は、本細則に従って落札会員がヤード引き取りを行う場合、車両がヤードに到着することを合理的に見積もる日時を落札会員に通知するよう努めるとともに、車両が到着したときは速やかにその旨を落札会員に通知する。
2. 落札会員がヤードから車両を引き取る期限は、車両のヤード到着の翌日から起算して 4 日以内（起算日含む）とする。
3. 落札会員は、落札車両の状態あるいは瑕疵の有無に関わらず、前項の引き取り期限までに車両を引き取らなければいけない。ただし車両を留置することにつき A S が認めた場合を除く。

第 7 条（引き取り方法）

1. 落札会員はヤードから車両を引き取る際、下記の手続きを行わなければならない。
 - (1) 前条 1 項の通知を受けた後、あらかじめ指定陸送会社に対し車両を引き取る日時及び引き取る者の氏名を通知し、指定陸送会社より承諾を得ること
 - (2) 引き取りに際し、指定陸送会社から受領した輸送手配書等落札車両を特定できる書面及び運転免許証等引き取る者の本人確認ができる書類を持参すること
 - (3) 引き取る車両の状態確認及び走行距離の確認を行い、指定陸送会社に対し受領したことを証する書面（以下「受領証等」という）を提出すること
2. 落札会員がヤードから引き取った車両を自らの所在地等に輸送する手段は、原則として積載車に積載して輸送する方法に限る。
3. 落札会員はヤードから引き取った車両を、自らの責任において所在地等に輸送しなければならない。

第 8 条（クレーム）

1. AS ワンプラのうち下記に定める利用区分（以下「対象区分」という）においてヤード引き取りを行った場合、車両を引き取った日または第 6 条 2 項に定める車両の引き取り期限を迎える日のいずれか早い方を、AS ワンプラクレーム裁定細則の別表に定める「車両到着日」とみなす。
2. AS ワンプラのうち対象区分において本細則に従ってヤード引き取りされた車両につきクレーム申告が行われた場合、AS は AS ワンプラクレーム裁定細則及び AS NET 陸送規約の定めに加え、ヤード引取時の受領証等の記載内容も参照して裁定を行う。
3. AS ワンプラのうち対象区分において本細則に従ってヤード引取された車両について、下記に関するクレーム申告は原則として受け付けない。ただしヤード引き取り以前に当該クレーム申告に関する瑕疵が存在していたと思われる場合を除く。
 - (1) 受領証等に記載のない外装（AS ワンプラクレーム裁定細則別表による。次項に同じ。）に関するクレーム。
 - (2) 積載車に積載する以外の方法で引き取った場合の機関、機構、電装に関するクレーム。

第 9 条（処分）

落札会員が、第 6 条 3 項ただし書きに定める指定陸送会社による車両留置の合意なく第 6 条 2 項に定める引き取り期限までに車両を引き取らなかったとき、または第 7 条 1 項 1 号もしくは 2 号に定める引き取りの手順を怠ったときは、AS は当該会員に対し以下のいずれかまたはすべての処分を講じることができ、処分にかかった費用は当該会員に請求することができる。

- (1) 引き取り期限を 1 日超過する毎に 5,000 円の引き取り遅延ペナルティ
- (2) AS NET 会員登録契約の解除
- (3) AS NET 利用の制限もしくは停止

(4) 当該車両の移動、廃棄、売却

第 10 条 (その他)

AS は、会員によるヤード引き取りの利用を、ASNET 利用状況、落札車両の状況等に鑑み制限することができる。

第 8 条別記 対象区分一覧表	表記コード (出品番号) 上 2 桁
AS ワンプラ(メンバーズ)	15
AS ワンプラ(カーチス)	13
AS ワンプラ(中部自動車)	18
AS ワンプラ(TAX)	1H
AS ワンプラ(JOCAR)	1K
AS ワンプラ(車選び. COM)	1L
AS ワンプラ(メンバーズ 2)	1P
AS ワンプラ(アップルVT)	1S
AS ワンプラ(アップルフラッグ)	1T
AS ワンプラ(トラック市)	1U
AS ワンプラ(JU岐阜)	1W
AS ワンプラ(カータウン)	1Y
AS ワンプラ(オートボックスセブン)	1Z

附則

- ・ 本細則は、平成 31 年 1 月 9 日より施行する。
- ・ 第 4 条 1 項 1 号の改定は令和 5 年 11 月 2 日より施行する。